

霧島市景観条例の一部改正について

霧島市景観条例の一部を次のように改正する。

令和 8 年 8 月 31 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市景観条例の一部を改正する条例

霧島市景観条例（平成24年霧島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「法第16条第7項第11号」を「法第16条第8項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）附則第1条の政令で定める日から施行する。

（提案理由）

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の公布により景観法（平成16年法律第110号）の一部が改正されたことに伴い、引用条項にずれが生じたため、本条例の所要の改正をしようとするものである。